

北条中央公園 災害対応型自動販売機
設置事業者募集要項

令和4年2月
館山市

北条中央公園 災害対応型自動販売機 設置事業者募集要項
一般競争入札

目 次

1	募集内容	P 2
2	入札参加資格	P 2
3	募集物件に関する質問・回答	P 3
4	現地確認	P 4
5	設置事業者の選考方法	P 4
6	都市公園使用料	P 4
7	入札参加申込書の提出	P 5
8	入札書の提出	P 6
9	開札・落札者の決定	P 6
10	公園施設設置許可申請書の提出	P 7
11	公園施設設置許可書の交付（設置事業者の決定）	P 8
12	自動販売機設置に係る仕様等	P 9
13	公園施設設置許可の条件	P 10
14	原状回復	P 11
15	自動販売機の交換・設置の中止・他所への増設	P 11
16	費用負担	P 12
17	設置事業者及び販売実績の公表	P 12
18	協議事項	P 12
19	様式のダウンロード	P 12
20	問い合わせ先・書類の提出先	P 12

この要項は館山市（以下、「当市」という。）が北条中央公園の有効活用を推し進め、公園来訪者へのサービスの向上はもとより、安心安全な市民生活の一端を担うことを目的として、一般競争入札により設置許可をする災害対応型自動販売機（以下、「販売機」という）について、その応募に係る条件及び手続き等の必要事項を定めるものである。

1 募集内容

(1) 設置募集場所（別紙位置図参照）

物件番号	設置場所	所在地	設置台数	設置面積
1	北条中央公園 花壇脇 (花壇から駐車場の方角、向かって右側)	館山市 北条 1500-1	1台	2.0 m ² (2m×1m)
2	北条中央公園 花壇脇 (花壇から駐車場の方角、向かって左側)	館山市 北条 1500-1	1台	2.0 m ² (2m×1m)

※設置面積は、自動販売機、容器回収箱、自動販売機固定器材等を含めた面積とする。

(2) 許可の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(なお、使用許可の期間の更新は行わないものとする。)

(3) 販売品目は清涼飲料水等（缶・ビン・ペットボトル容器）とする。

2 入札参加資格

入札に参加できるのは、次の要件をすべて満たす法人又は個人とする。

- (1) 当市に本店又は支店・営業所があること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可の免許を有していること。
- (3) 市税、国税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (4) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- ⑤営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥被破産者で復権を得ない者
- (5) 次の①から⑩までのいずれにも該当しない者又は次のいずれかに該当する者であっても、その事実があつた後3年を経過した者であること。
- ①当市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ②当市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③落札者が当市と契約を締結すること又は当市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により当市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤正当な理由がなくして当市との契約を履行しなかった者
- ⑥前各号のいずれかに該当する者で、その事実があつた後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑧前⑦に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ⑨無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑩公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

3 募集内容に関する質問・回答

募集内容について疑義がある場合には、当市に対して説明を求めることができる。

(1) 提出書類

募集内容に関する質問書（別記様式第1号）

(2) 受付期間

令和4年2月10日（木）～令和4年2月17日（木）

午前9時～午後5時

(3) 提出方法

質問書により持参又はファクシミリ・電子メールで提出するものとする。電話や口頭等による質問は受け付けない。なお、電子メール・ファクシミリ

リで提出した場合には、質問書が届いたか、電話で確認すること。

(4) 提出先

「20 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

(5) 質問者への回答方法

質問者に対してはファクシミリ又は電子メールで個別に回答する。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、入札参加者に対し電子メール又は郵送で送付する。

最終回答日時 令和4年2月25日(金)午後5時

(6) その他

質問への回答内容はこの募集要項と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認すること。選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4 現地確認

設置場所の現地確認を令和4年2月22日(火)午後2時から午後4時までの間に実施するので、希望する場合は、「20 問い合わせ先・書類の提出先」に記載の担当者に事前に連絡すること。

5 設置事業者の選考方法

自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という)は入札により行い、入札書に記載された「納付金料率」の最も高い者を落札者とする。落札者を当該公園施設設置許可の相手方とする。入札は「9 開札・落札者の決定」により行う。なお、入札参加、設置申請等に要する一切の費用は応募申請者の負担とする。

6 都市公園使用料等

設置事業者は、次に掲げる都市公園使用料及び電気使用料実費相当額(以下「使用料等」という。)の年額を納入しなければならない。

物件番号1・2共通

使用料等=基本額3,480円+販売実績割額+電気使用料実費相当額

(1) 基本額は館山市都市公園条例第10条別表より引用、公園施設設置の占用料145円/㎡/月から算出。

物件番号1・2とも、2㎡であるため、145円/㎡/月=145円×2㎡×12月=3,480円を年額とし、当市の指定する日までに一括で納入すること。また、設置開始日から起算し、設置期間が1年未満の場合はこれを月割計算とする。この場合において、1月未満の場合は、1月として

計算する。なお、当該額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 販売実績割額(注1)及び電気使用料実費相当額(注2)は、年度末締めとし、当市が指定する日までに年度分を一括して納入する。なお、当該額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(注1) 販売実績割額：各月における販売実績額(消費税及び地方消費税を含む。)に入札の際に掲示された納付金料率を乗じて得た額

(注2) 電気使用料実費相当額：証明用電気計器(子メーター)による年間消費電力量で計測された年間の消費電力料を基に算定する。なお、年度途中で許可を取消した場合は解除した月の末日までとする。子メーターの取り換えや操作をする場合は、事前に担当者へ連絡を入れること。

7 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、あらかじめ当市に入札参加申込書を提出するものとする。入札参加資格者は、提出された書類等により入札参加資格等の審査を経て決定する。入札参加申込者へは当市から入札参加資格者の決定の有無を別紙1「入札参加資格通知書」にてFAXで送信する。申込者はこの通知を受理した旨をすみやかに当市へFAXにて返信するものとする。

(1) 提出書類

- ①入札参加申込書(別記様式第2号)
- ②誓約書(別記様式第3号)
- ③印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
：提出日においては発行の日から3か月以内の原本を提出すること。
- ④法令等の規定により販売について許認可を要する場合は、許認可等の写し
- ⑤住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿「履歴事項全部証明書」)
- ⑥市税及び国税の納税証明書(当市に事業所がない場合は国税)
- ⑦消費税及び地方消費税等の納税証明書(個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3)

(2) 受付期間

令和4年2月18日(金)～令和4年2月24日(木)
午前9時～午後5時(閉庁日を除く。)

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送の場合には、書留郵便により令和4年2月24日(木)午後5時までに必着のこと。

(4) 提出先

「20 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

(5) 入札の辞退

入札参加申込書提出後、都合により辞退する場合は辞退届を提出する。
(別記様式第4号)

8 入札書の提出

入札に参加する者は、当市に入札書を提出するものとする。(入札参加申込書を提出した者に限る。)なお、入札書は物件番号ごとに入札書を1枚提出すること。また、提出した入札書の差し替え、撤回はできない。

(1) 受付期間

令和4年2月25日(金)～令和4年3月2日(水)
午前9時～午後5時(閉庁日を除く。)

(2) 提出書類

入札書(別記様式第5号)

黒インクの万年筆又は油性黒ボールペンで記入したもの。

(3) 提出方法

入札書を定型封筒(長形3号など)に入れ、封をしたうえ、割印を上中下3ヶ所に押印(印鑑証明印)するとともに、封筒表面に「災害対応型自動販売機入札書物件〇」と記入し、入札参加者の名称を油性黒ボールペンで記入したものを、持参により提出する。また、郵送により提出する場合は、入札書入りの封筒(前段の要領で作成したもの)を定型封筒(外封筒)に入れたものを提出すること。なお、郵送の場合には、書留郵便により令和4年3月2日(水)の午後5時までに必着のこととする。

(4) 提出先

「20 問い合わせ先・書類の提出先」を参照

9 開札・落札者の決定

(1) 開札日時

令和4年3月3日(木)午前11時に開札を行なう。提出された入札書の開札は物件番号順に行い、最も高い納付金料率を提示した者を落札者として決定する。(入札参加者の同席は不要)なお、納付金料率が同率となった場合には、当市が別途定める日時に、当該同率となった入札者がくじを引くことにより、落札者を決定する。落札者を決定したときは、落札者に通知するとともに、落札者名及び納付金料率を当ホームページ

に掲載する。

(2) 納付金料率

納付金料率はアラビア数字で小数点第2位までを記入することとする。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- ①入札参加申込書及びその添付書類に虚偽の内容が記載されているもの
- ②入札参加資格がない者が入札したもの
- ③入札書の提出方法、提出先、提出期限などが守れなかったもの
- ④入札書に記載すべき事項が記載されていないもの
- ⑤入札書に入札者の記名押印がないもの（押印は印鑑証明のあるものに限る。）
- ⑥入札書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑦入札書に記載した内容が分明でないもの
- ⑧入札書に記載した納付金料率を訂正したもの
- ⑨入札書に虚偽の内容が記載されているもの
- ⑩入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
- ⑪その他入札に関する条件に違反したもの
- ⑫その他入札を行うに当たって不相当と認められるもの

10 公園施設設置許可申請書の提出

自動販売機の設置は、館山市都市公園条例（昭和43年条例第25号）第4条第1項の市長の許可により行う。

落札者は、令和4年3月10日（木）までに公園施設設置許可の申請書を提出しなければならない。公園施設設置許可申請書の受理は提出された書類等により自動販売機設置に係る仕様等の審査を経て決定する。受理又は不受理が決定した場合、都市計画課から電話連絡をするものとする。なお、指定する期日までに正当な理由なくして公園施設設置許可申請書が提出されなかった場合、又は審査の結果、当該申請書が不受理となった場合は、落札者の決定を取り消す。この場合には、入札の際に当初の落札者に次いで高い納付金料率を提示した者を繰り上げて、落札者として決定する。

提出書類

- ①公園施設設置許可申請書（別記館山市都市公園条例第6号様式）
 - ②設計書及び仕様書（設置する自動販売機の規格書及びカタログ）
- ※仕様、寸法、消費電力等が確認できるもの。災害時の対応方法が確認できるもの)

- ③位置図，平面図，立面図，断面図，構造図，意匠配色図，その他行為の施行方法の表示に必要な図面（自動販売機、回収ボックス及び転倒対策等の状況が分かる図面等）
- ④施設設置経費概算書（自動販売機本体価格、設置費用、電気工事費等）
- ⑤事業計画書及び収支概算書（売上、販売価格、利益等）
- ⑥供用及び管理に関する計画書（施設安全点検、空缶等の回収計画等）
- ⑦申請者が法人の場合には定款及び登記事項証明書
- ⑧法人格のない団体にあつては当該団体規約の写し
- ⑨販売品目等一覧表（別記様式第6号）
- ⑩自動販売機の管理関係等に関する届出書（別記様式第7号）

1 1 公園施設設置許可書の交付（設置事業者の決定）

（1）設置事業者の決定

公園施設設置許可書の交付は令和4年3月24日（木）までに行う。

（2）公園施設設置許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、公園施設設置許可を取り消しする場合がある。また、②から⑭までに該当して公園施設設置の許可を取り消された場合には、取り消された日から3年間、都市計画課が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することができない。なお、年度途中において公園施設設置の許可を取り消された場合、設置事業者は「6 都市公園使用料等」により算定した使用料等を指定期日までに当市に納付するものとする。

- ①当市において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- ②設置事業者が公園内行為許可の条件に違反すると認められたとき。
- ③使用料等その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。
- ④本許可について設置事業者が当市に提出した入札参加申込書、公園施設設置許可申請書、その他提出書類の内容について虚偽の事実が認められたとき。
- ⑤手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- ⑥差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- ⑦破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- ⑧当市の書面による承諾なく、設置事業者が1か月以上設置物件を使用しないとき。
- ⑨当市の信用を著しく失墜させる行為を設置事業者がしたとき。
- ⑩設置事業者の信用が著しく失墜したと当市が認めるとき。
- ⑪本設置許可に係る事業の履行に関して、法令等の規定により許可等を要す

る場合で設置事業者がその取り消しを受けたとき。

⑫資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、当市が設置許可を継続しがたい事態になったと認めるとき。

⑬都市公園としての用途又は目的を設置事業者が妨げると認めるとき。

⑭設置事業者又は設置事業者の役員等が館山市暴力団排除条例の規定に該当する者であることが判明したとき。

(2) 公園施設設置許可の期間満了

公園施設設置許可の期間満了は更新がなく、公園施設設置許可の期間満了により終了する。

1 2 自動販売機設置に係る仕様等

(1) 設置する施設の概要

「1 募集内容」(1)、(2)を参照

(2) 設置期間

設置期間 「1 募集内容」(2)の公園施設設置許可の期間とする。ただし、設置期間であっても、当市が公用・公共用に供するため必要とするときなどは、許可を取り消す場合がある。この場合事業者に損害が生じても当市はその賠償の責を負わないものとする。

(3) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類の缶、びん、ペットボトルなどの密閉式の容器入りとし、酒類及びその類似品（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）を除くこと。なお、夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は暖めた商品に一部変更すること。

(4) 販売価格

販売価格は定価販売とすること。

※消費税等の増税による価格変更など、販売価格を変更する場合は市と協議すること。

(5) 災害対応型について

①許可期間中は自動販売機の鍵を市に預けるとともに、災害時の操作方法を担当者に申し伝えること。

②大規模災害発生時において、当市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により、無料で提供することに同意すること。
(判断の尺度としては、市内各地に避難所が多数開設されたとき、且つ避難住民への飲み物の提供が困難になることが想定されるときを目安と考えます。)

- ③災害対応型であることを表示していること。
- (6) 自動販売機の規格等
- ①自動販売機は災害対応型に限るものとし、位置図に示した場所に、指定した外形寸法上限を超えないものを設置すること。
- ②設置事業者の負担により、自動販売機の電気使用料を計測するための証明用電気計器（子メーター）を設置すること。また、設置時の初期値は担当者に必ず報告をすること。
- ③自動販売機は、可能な限り省エネタイプに努め、ノンフロン対応機種であること。また、年間を通して節電対策に努めること。
- ④照明の自動消灯・減光などが可能なセンサーやタイマー機能を有する機種とするように努めること。
- ⑤自動販売機の設置に当たっては、コンセントロー一つに対して、差込プラグを一つとして使用すること。
- ⑥自動販売機の設置に当たって、申請者は許可を受けた現地を確認のうえ、適切な転倒防止措置を施すこと。
- ⑦自動販売機及び回収ボックス等設置について、管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。また、風で飛ばされないよう注意をすること。

1 3 公園施設設置許可の条件

- ①公園施設設置申請以外の用途に使用しないこと。
- ②自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ③使用料等を当市が指定する期日までに確実に納付すること。
- ④募集要項、仕様書及び公園施設設置許可書に定める事項を遵守すること。
- ⑤毎月ごとに自動販売機の販売実績（商品別の販売数量、販売額）を記録し、翌月中に書面により当市へ報告すること。また、当市が自動販売機の販売実績等に関する調査を行う場合には、協力すること。
- ⑥販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路等については、当該都市公園管理者の指示に従うこと。
- ⑦自動販売機の故障発生や問い合わせ・苦情等への対応、商品の賞味期限や商品の補充などの在庫管理、販売代金の保管・回収など、自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に対応すること。なお、自動販売機に故障発生時の際の連絡先を明記すること。
- ⑧前⑦に掲げる自動販売機の維持管理の一部を第三者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、「自動販売機の管理関係等に関する届出書」（別記第7号様式）に当該設置許可書又は協定書等の写

しを添えて、当市へ提出すること。なお、維持管理の全てを第三者に委託できないものとする。

⑨自動販売機設置場所には、販売する清涼飲料水容器等の種類（缶・びん・ペットボトル等）に応じて、使用済み容器の分別回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済み容器は、他社製品の持ち込み等を問わず、設置事業者の責任において適切に回収・処分すること。

⑩衛生管理については、関係法令等を遵守するとともにその徹底を図ること。また、自動販売機の設置に当たり、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。なお、これらの手続き等を要する場合には、当該手続き等の完了後に、自動販売機の設置を行うこと。

⑪自動販売機の転倒、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、当市及び第三者に損害を与えた場合は、設置事業者の責任においてその一切を解決すること。また、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、設置事業者の負担において速やかに復旧すること。これらの場合に、当市の責に帰すべき事由が明らかな場合を除き、当市は一切の責任を負わないものとする。

⑫当市が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係ない広告等を表示しないこと。

1 4 原状回復

許可の期間が満了する場合には、その満了する日までに、原状回復を行ない、当市の担当者の確認を受けること。また、公園施設設置許可が取り消された場合や自己都合により自動販売機を撤去する場合には、当市が指定する期日までに、原状回復を行い、当市の担当者の確認を受けること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を当市に請求することはできない。

1 5 自動販売機の交換・設置の中止・他所への増設

(1) 自動販売機の交換

設置している自動販売機の交換を行おうとする場合は、あらかじめその旨を当市に申し出て、承諾を受けること。

(2) 自己都合による自動販売機の設置の中止

公園施設設置許可の期間が満了する前に、設置事業者の都合により自動販売機の設置を中止しようとする場合は、義務の不履行として許可の取消しとなる。なお、この場合、設置事業者はその中止をしようとする日の2か月前までに書面により当市に申し出るものとする。

(3) 自動販売機の増設

当市が必要と判断した場合に施設内に自動販売機を増設する場合、このことによって、既に設置していた自動販売機の販売が減少したとしても、設置事業者は一切の補償を当市に請求することはできない。

1 6 費用負担

この募集要項に基づく入札の参加、公園施設設置許可申請等に要する費用はその手続きを行なった者の負担とし、自動販売機（子メーターを含む。）の設置、交換、撤去、安全対策、維持管理等に要する一切の費用は設置事業者の負担とする。

1 7 設置事業者及び販売実績の公表

自動販売機の設置事業者及び販売実績（販売数量、販売額）については、今後の募集の際などに公表する場合がある。

1 8 協議事項

募集要項、仕様書及び公園施設設置許可書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、双方協議のうえ別途定めるものとする。

1 9 様式のダウンロード

下記、館山市ホームページからダウンロード可能

<http://www.city.tateyama.chiba.jp/tosikeikaku/page100104.html>

2 0 問い合わせ先・書類の提出先

〒294-8601

館山市北条1145番地の1

館山市建設環境部都市計画課公園係（担当：鈴木・松浮）

TEL 0470-22-3610

FAX 0470-23-3116

E-mail tosikeikaku@city.tateyama.chiba.jp